

## 議第48号

三島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三島市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの  
第16条第2項第4号中「附則第3項において同じ。」を削る。

第22条中「及び附則第3項」を削る。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定

する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）にあつては、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる。

附則第3項中「（家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等は」を「家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は」に、「5年」を「10年」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月13日提出

三島市長 豊岡 武士